

浜田市防犯カメラ設置補助制度について

～申請の手引～

令和 7 年 4 月

浜田市地域政策部
まちづくり社会教育課

はじめに

本市では、多くの地域において子ども達の登下校時の見守りや、夜間のパトロール等の防犯活動が積極的に行われています。しかしながら、依然として全国的に子どもや女性を狙った凶悪犯罪等が後を絶たず、不安の声もあがっています。

こうした中、犯罪の未然防止や、犯人の早期発見に効果のある防犯カメラを地域に設置しようという動きが生まれています。防犯カメラを設置することで、地域の防犯活動を補完することができ、地域の安全・安心がさらに高まる事につながります。

また、町内会等の地域コミュニティ団体が防犯カメラを設置することにより、地域において設置に係る地域の話し合い等をつうじて、地域の防犯意識の高揚、連帯感の醸成にもつながります。

こうしたことから、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助する制度を創設しました。本手引きをご一読いただき、ぜひ設置についてご検討ください。

一方、防犯カメラで撮影された個人の画像は、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象となっているため、カメラの設置、管理及び運用に関しては、個人情報の取り扱いに十分留意することが求められます。設置に当たっては、本手引きに記載のある条件等を遵守していただきますよう、お願いいたします。

～ 目 次 ～

防犯カメラ設置事業の概要	P2
補助金交付の手続き（申請～事業着手まで）	P4
補助金交付の手続き（事業完了～実績報告・支払まで）	P5
設置した防犯カメラの維持管理について	P6
電気需給契約について	P7
設置箇所別の必要手続一覧（例）	P8
申請、問い合わせ窓口	P9
防犯カメラ設置補助関係様式	P10

1. 防犯カメラ設置支援事業の概要

◆目的◆

犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、町内会等が地域に設置する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助するものです。

◆補助金の対象となる団体◆

地区まちづくり推進委員会、自治会、町内会等

◆補助対象経費◆

(1)防犯カメラの機器購入及び設置工事に係る経費

(2)防犯カメラを設置していることを表示する看板の設置に係る経費

※レンタル、リースは対象外です。

◆補助率、補助上限額◆

(1)補 助 率 補助対象経費の3分の2以内

(2)補助上限額 1台当たり20万円

◆補助の対象となる防犯カメラ◆

(1)防犯を目的として、道路や公園等の公共空間を撮影対象としているカメラ

※ゴミステーション等一定の箇所を撮影するなど、監視を目的とするカメラは対象となりません。

(2)有効画素数、録画速度、録画日数等一定の要件を満たしているカメラ

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間作動し、夜間も人物等の特定ができること。(動体検知も可) (赤外線照射機能付きカメラ又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨します。それ以外の場合、夜間でも人物等が特定できる根拠となる書類が必要となります。)
録画機能	録画時間	1日あたり24時間 かつ 7日間以上 (動体検知の場合は7日分以上)
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー又はDVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること。

◆主な遵守事項◆

- (1)防犯カメラは、不審者が目撃される場所や通学路など、カメラ設置が効果的と考えられる箇所に設置し、個人のプライバシーを侵害することがないように、適正に管理・運用をしてください。
- (2)設置場所の所有者の同意を得ると同時に、設置に当たり各種許可等が必要な場合は適正に手続きをしてください。
- (3)設置者は、「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4)録画した画像を、目的外で使用する、第三者へ提供することはできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (5)移設や撤去の必要が生じた際は、設置場所の所有者等との合意事項を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応してください。



2. 補助金交付の手続（申請～事業着手まで）

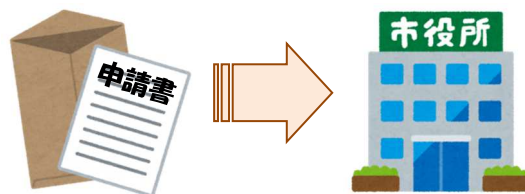
◆事前準備◆

- (1)設置に関する同意や許可等、各種必要な手続を行ってください。
(※設置箇所別の必要手続（例）については、8 ページを参考にしてください。)
- (2)浜田警察署と事前協議を行い、事業計画書の作成に当たっては警察署に意見の記入を依頼してください。
- (3)維持管理や運用方法を決め、「防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4)防犯カメラの設置については、広く住民の皆さんに周知してください。

◆補助金交付申請書の提出◆

以下の書類を、浜田市まちづくり社会教育課に提出してください。

- (1)浜田市地域づくり振興事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)事業計画書（浜田警察署の意見記載が必要です。）・収支予算書
- (3)カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (4)見積書（「機器購入費」、「設置工事費」、「表示看板設置費」等補助対象経費の内訳が分かる見積書を提出してください。）
- (5)カメラの性能が分かる資料（2 ページの要件事項が全て確認できるもの）
- (6)設置に関する同意または許可が得られていることを証する書類（写し）
- (7)防犯カメラ管理運用規程



◆交付決定の通知◆

申請していただいた内容を審査した上で交付の可否について決定し、申請団体宛てに通知します。



◆事業の着手◆

交付決定通知書がお手元に届き次第、カメラ設置工事に取り掛かってください。

※決定日前に着手したものは、補助対象外になりますのでご注意ください。

3. 補助金交付の手続（事業完了～実績報告・支払まで）

◆補助金実績報告書の提出◆

事業完了後、速やかに以下の書類を市役所まちづくり社会教育課に提出してください。

(1)浜田市地域づくり振興事業補助金実績報告書（様式第4号）

(2)事業報告書・収支決算書

(3)設置前、設置後の現況写真（防犯カメラだけでなく、表示看板や録画機器等も写真で映してください。）

(4)設置したカメラによって撮影された画像

(5)領収書やその他の収支の事実を証する書類

※領収書の宛名は申請団体名にしてください。会長等の個人名では受付できません。

※振込で支払った等により、領収書がない場合は、振込書の控えに併せて明細の分かる請求書を添付してください。



防犯カメラ作動中

設置者 浜田町内会

看板のイメージ

◆補助金の確定通知◆

提出いただいた実績報告書の内容を確認し、補助金額を確定して申請団体へ通知します。

◆補助金の請求◆

地域づくり振興事業補助金交付請求書（様式第6号）に必要事項を記載し、提出してください。概ね1カ月以内に指定の口座へお支払いします。

4. 設置した防犯カメラの維持管理について

1. 防犯カメラの維持管理

(1)保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化等により、運用に支障をきたす可能性があります。そうしたことから、定期的な部品交換等にかかる費用が必要になってきます。防犯カメラを設置する前に、部品の寿命や交換等にかかる費用や品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる経費などを確認しておきましょう。

(2)定期点検

防犯カメラを設置したら、年に1度は業者又は団体自らによる防犯カメラの点検を行ってください。防犯カメラが壊れ、そのままになっていると地域防犯力の低下、壊れた防犯カメラの落下による事故等に繋がります。

(3)事故の場合の賠償等

防犯カメラの落下等によって人や自動車に損害を与えてしまった場合、防犯カメラの管理者の管理責任が問われ、賠償責任を負うことになります。そうした可能性も考慮していただき、必要であれば賠償責任保険への加入等についてご検討ください。

※保守点検や定期点検、保険等の維持管理にかかる経費は補助対象になりません。

※市で加入している自治会活動保険の対象となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

2. 防犯カメラの管理運用規程の遵守

防犯カメラの設置は、犯罪の予防や被害の未然防止に役立つ一方で、カメラの不適切な運用により、記録された画像が流出し、目的外に利用される危険性もあります。

そうしたことから、防犯カメラ設置に当たっての管理運用規程の作成は必ず必要であると同時に、作成して終わりではなく、地域内で規定内容について共有し、必要であれば修正の上、適切な防犯カメラの管理ができるようにしてください。

3. 落雷等の天災により故障した場合

設置済の防犯カメラが落雷等によって故障したり、老朽化によって部品交換等による修理ができない場合に限り、本体取り換えにかかる経費について補助の対象となります。

※既存カメラの撤去にかかる経費は補助対象になりません。



5. 電気需給契約について

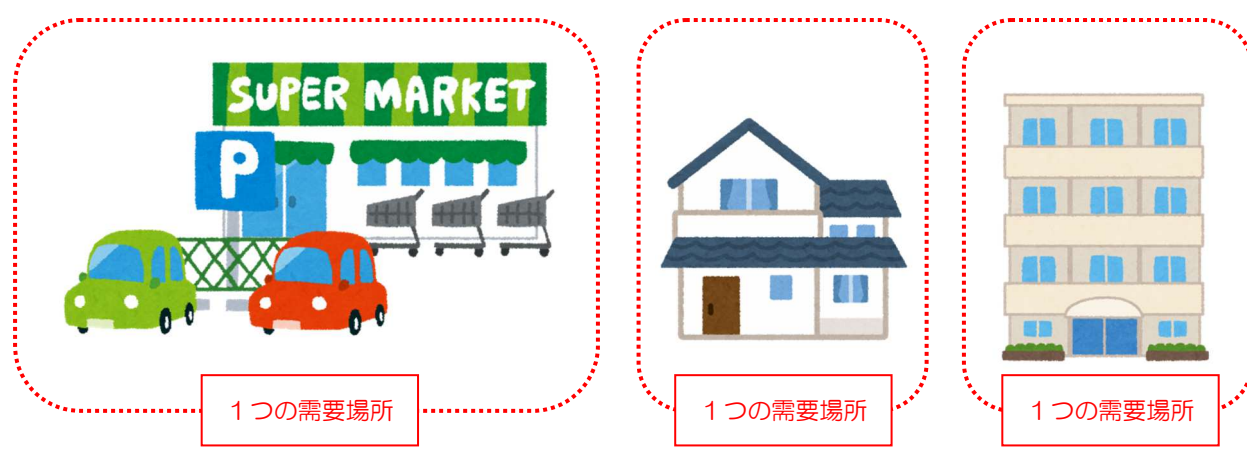
1つの需要場所につき1つの契約の原則

電気の需給契約には一定のルールがあります。原則、1つの需要場所につき、1つの契約というルールがあり、1つの構内をなす場所は、防犯カメラ設置団体が構内土地建物所有者と別に電気需給契約を結ぶことはできず、電気料金の請求先を分けることができません。

そのため、以下の場所に防犯カメラを設置する場合は、所有者と防犯カメラ設置団体との間で、電気料金の支払方法等について取り決めをする必要があります。

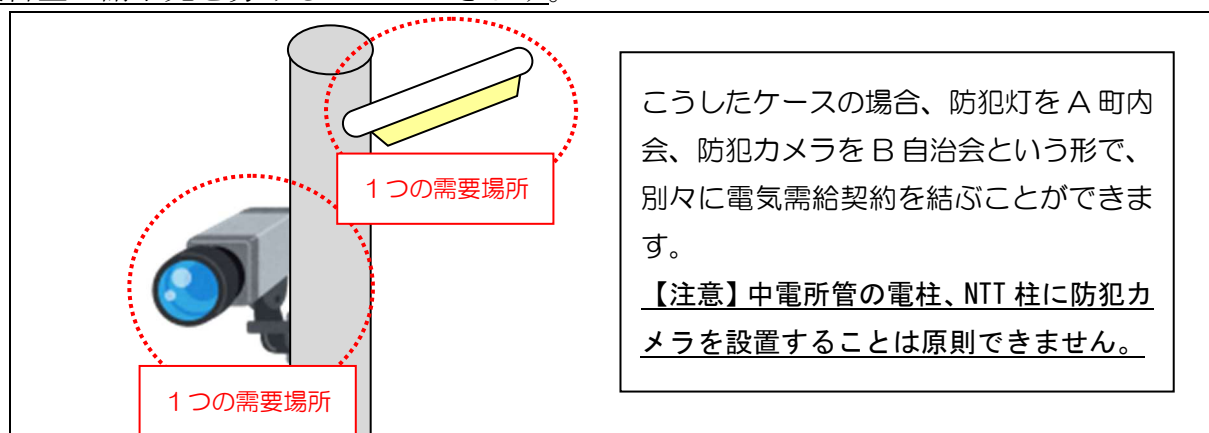
1つの構内をなす場所のイメージ

例) スーパーマーケットの建物とその駐車場、個人の民家や企業の建物とその敷地



※例外もありますが、アパートや併用住宅等についても自治会が新たに防犯カメラにかかる部分のみ電気需給契約をすることはできません。

例外として、構内に属さず、かつ建物から独立して設置される防犯灯等（公衆街路灯契約を適用している防犯灯）の場合は、防犯灯部分と防犯カメラ部分を別々の需要場所とし、電気料金の請求先を分けることができます。



その他、詳細については防犯カメラ設置事業者を通じ、中国電力株式会社へお問合せください。

6. 設置箇所別の必要手続一覧（例）

設置箇所別の必要手続一覧（例）

設置箇所	主な管理者	設置可否	必要手続	行政機関の担当部局
民有地	土地建物の所有者	○	・所有者との話し合い ・同意書の作成	なし
電柱	中国電力株式会社	×	なし（設置不可）	
NTT柱	NTT	×	なし（設置不可）	
まちづくりセンター	浜田市	○	行政財産使用許可申請	浜田市 地域政策部 まちづくり社会教育課 社会教育係 Tel 0855-25-9204 Mail machizukuri@city.hamada.lg.jp
小中学校	浜田市	○	行政財産使用許可申請	浜田市 教育部 教育総務課 施設給食係 Tel 0855-25-9701 Mail kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp
公園	浜田市	○	・都市公園 都市公園占用申請 ・それ以外 行政財産使用許可申請	浜田市 都市建設部 維持管理課 維持係 Tel 0855-25-9620 Mail ijikanri@city.hamada.lg.jp
道路 (市道)	浜田市 浜田警察署	○	道路占用許可（市） 道路使用許可（警察）	浜田市 都市建設部 維持管理課 管理係 Tel 0855-25-9620 Mail ijikanri@city.hamada.lg.jp 浜田警察署 生活安全課 Tel 0855-22-0110（内線 260）

※この手続等についてはあくまでも例示であり、その他の手続が必要になることもあります。

7. 申請、問合せ窓口

本庁

まちづくり社会教育課 まちづくり推進係

TEL (0855)25-9201 FAX (0855)23-1866

MAIL machizukuri@city.hamada.lg.jp

金城支所

防災自治課 地域振興係

TEL (0855) 42-1234 FAX (0855)42-0990

MAIL k-jichi@city.hamada.lg.jp

旭支所

防災自治課 地域振興係

TEL (0855)45-1433 FAX (0855)45-0135

MAIL a-jichi@city.hamada.lg.jp

弥栄支所

防災自治課 地域振興係

TEL (0855)48-2111 FAX (0855)48-2131

MAIL y-jichi@city.hamada.lg.jp

三隅支所

防災自治課 地域振興係

TEL (0855)32-2801 FAX (0855)32-3170

MAIL m-jichi@city.hamada.lg.jp

8. 防犯カメラ設置補助関係様式

防犯カメラ設置補助金申請の際のみ必要な様式等の記載例を以下に掲載します。

(1) 事業計画書

地域づくり振興事業 事業計画書 (防犯カメラ設置事業)	
1. 設置場所	浜田公園
2. 設置台数	1 台 (うち取替 0 台)
3. 撮影範囲 (別途図面添付)	浜田公園から市道にかけて (別添図面のとおり)
4. 予定工期	(着工) 2019 年 6 月 (完成) 2019 年 7 月
5. 防犯カメラ設置 が必要な理由	・不審者目撃情報があり、小さな子どもを持つ家庭に不安が広がっている。防犯カメラを設置することで、公園で子どもたちが安心して遊べるような環境をつくる。
6. 現在実施中または 実施を検討している 防犯活動	【実施中】 ・登下校時の見守り活動 【検討中】 ・防犯カメラ設置を機に、防災防犯部会を立ち上げ、地域の安全安心に向けた取り組みをスタートしたい。
7. 浜田警察署長意見	浜田警察署長 印

浜田警察署で、設置に関する意見を記入してもらう必要があります。窓口は、生活安全課になります。
(※各駐在所でも受付は可能ですが、処理に日数がかかります。)

撮影範囲の1/2以上が公共空間である必要があります。
(※特定の箇所や建物等を監視する目的のカメラは対象外です。)

(2)防犯カメラ管理運用規程

〇〇町内会 地域防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 浜田市〇〇町内における街頭犯罪等の抑止を図ることを目的に、〇〇町内会地域防犯カメラ（以下、「カメラ」という。）を設置する。なお、カメラの管理運用については、本規程に基づき、適正に行うものとする。

(設置場所及び撮影範囲)

第2条 カメラの設置場所及び撮影範囲は、別図のとおりとする。

(設置者)

第3条 カメラの設置者は、〇〇町内会とする。

(管理及び運用)

第4条 カメラの設置者は、その管理及び運用について、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行う。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行う。
- (3) 管理運用責任者及び操作取扱者を指定する。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するための所要の対策を講ずる。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応、処理する。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要が生じた場合は、設置時における所有者等との合意事項に基づき適切に対応する。

(管理運用責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理運用責任者は、カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び運用を行わなければならない。

- 2 管理運用責任者は、〇〇〇とする。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外でカメラの操作及び画像の視聴を行ってはならない。
- 4 操作取扱者は、〇〇〇とする。
- 5 カメラの操作及び画像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(画像及び記録媒体の取扱い)

第6条 画像及び記録媒体の管理は、次のとおりとする。

- (1) 画像の保存期間は、○日間とする。
- (2) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (3) 画像及び記録媒体の取り扱いは、管理運用責任者等以外に行わない。

(秘密の保持)

第7条 管理運用責任者等は、画像又は画像から知り得た個人に関する情報をむやみに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。このことは、管理運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(画像提供の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当し、かつ、管理運用責任者が提供の必要性を十分に考慮して適当と認めた場合を除き、第三者への提供は行わない。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関から、犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

2 画像を提供した場合は、次に定める事項を記録保存する。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供する画像の内容

(問合せ等の対応)

第9条 管理運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラに関する問合せや苦情を受けたときは、その内容が設置目的や管理運用規程に照らして適正かどうか判断し、適切かつ迅速に対応する。

(その他)

第10条 この運用規程に記載されていない事項は、「浜田市地域づくり振興事業補助金 防犯カメラ設置事業運用基準」に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規程は、〇〇年〇月〇日から施行する。

※防犯カメラ管理運用規程は、本様式を参考に、各団体で活用しやすいように適宜修正してください。